刈谷市告示第69号

刈谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める条例 (平成 2 6 年条例第 3 4 号)第 3 条第 2 号の市長が指定する土地の区域を次のように定める。

令和3年12月23日

刈谷市長 稲 垣 武

1 区域

名 称	土地の区域
一里山地区	一里山町北大根の全部並びに今岡町西吹戸、今岡町東
	畑、今岡町弁天、一里山町池上、一里山町一里山、一里
	山町金山、一里山町新屋敷、一里山町西石根、一里山町
	東吹戸及び一里山町南大根の各一部で別紙図面に定め
	る区域
野田町二ツ池地区	野田町大ヒゴ、野田町下新田及び野田町新田の各一部で
	別紙図面に定める区域

別紙図面は省略し、その図面を刈谷市都市政策部まちづくり推進課において一般の縦覧に供する。

2 指定年月日

令和3年12月23日